

資本・人的関係による同一入札への参加制限について

橋本市では、入札の適正な執行の観点等から、令和4・5年度入札参加資格申請（定期受付）受付分から、資本・人的関係のある複数の者の同一入札への参加を制限しています。

別紙の「資本・人的関係のある関連業者の届出について」に示す、支配関係等が認められる複数の者が、同一入札に参加した場合には、該当する全ての者の入札を無効とします。

ただし、開札に至るまでに、基準に該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効としません。

なお、入札参加者が支配関係等に該当する場合に、本取扱いを遵守する目的で、辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは認めます。

別紙 資本・人的関係のある関連業者の届出について

第1 実施事項

入札参加資格審査申請時及び資格認定後において、入札の適正さが阻害される恐れがある一定の資本関係又は人的関係（以下、「支配関係等」という。）を有する複数の申請者を把握するため、資本・人的関係のある関連業者届出調書の提出を求めています。

既に提出された調書の内容に変更が生じた場合は、変更後の内容を調書に記載の上、速やかに提出してください。

第2 支配関係等の認定

(1) 資本関係（以下のいずれかに該当する二者以上の関係）

- ① 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等と会社法第 2 条第 4 号の 2 に規定する親会社等の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係（以下のいずれかに該当する二者以上の関係）

- ① 一方の会社等（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社である場合は除く。
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（民事再生法第 6 4 条第 2 項又は会社更生法第 6 7 条第 1 項の規定により選任された管財人をいう。以下同じ。）を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他の関係

- ① 上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係及びその他の支配関係等があると認められる場合。
- ② 組合等と同時入札できない場合

複数の法人又は個人により構成される組合等の代表者（会長や理事長、代表理事等）は、その組合における実質的な入札価格の決定権を持つことから、資本関係又は人的関係のある会社同士が、互いに別の組合等の代表者である場合は、どちらかの組合等は、同一入札に参加できない。

※ 組合等の代表者以外の構成員である場合は、この制限の対象外。

第3 申請者の報告手続

以下の区分に従い、全ての申請者が別記様式により報告するものとする。

(1) 入札参加資格申請時

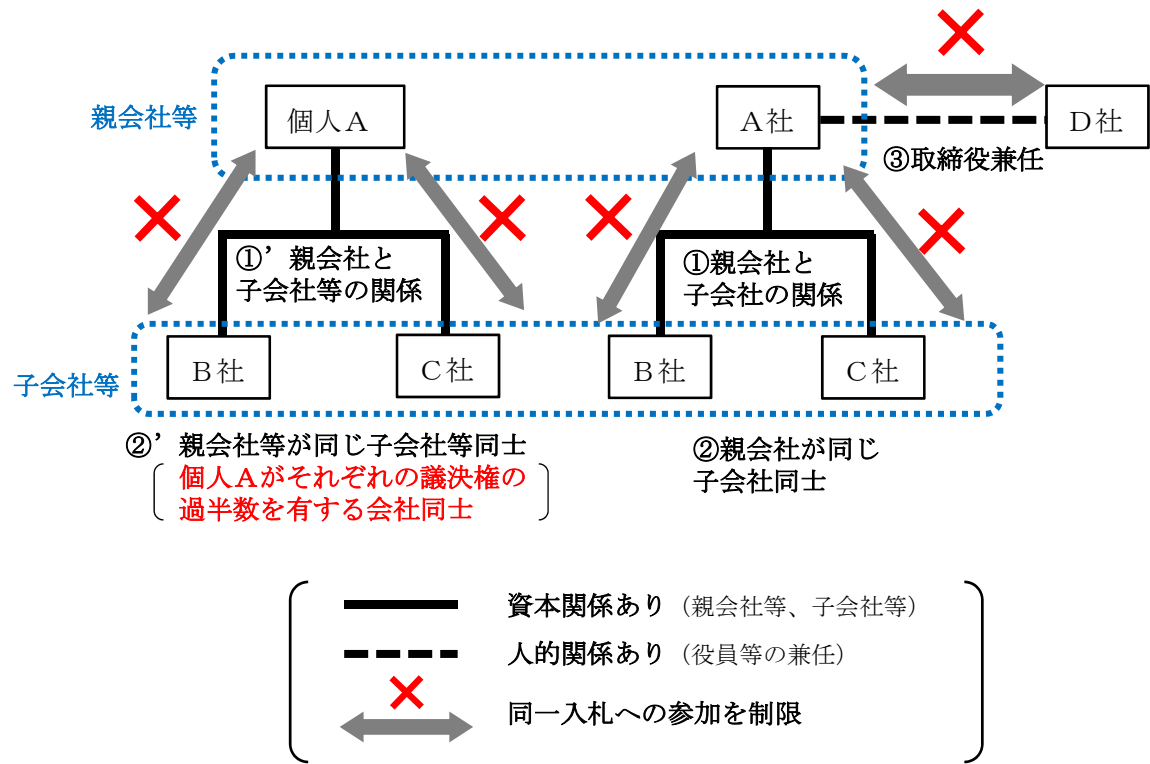
別記様式を提出するものとする。

(2) 入札参加資格認定後

支配関係等の発生、変動及び解消の都度速やかに総務部総務課あて別記様式を提出するものとする。

第4 適用

本取扱いは令和 4・5 年度入札参加資格申請（定期受付）より適用する。令和 2・3 年度の取扱いは従前のとおりとする。



○親会社等、子会社等の定義

会社法第2条第3号の2に規定する子会社等及び第4号の2に規定する親会社等
会社法（平成十七年七月二十六日法律第八十六号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

三の二 子会社等 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 子会社（会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令※1で定めるものをいう。）

ロ 会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令※2で定めるもの

四の二 親会社等 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 親会社（株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令※1で定めるものをいう。）

ロ 株式会社の経営を支配している者（法人であるものを除く。）として法務省令※2で定めるもの

※1 会社法施行規則第3条

※2 会社法施行規則第3条の2

○役員等の定義

1 株式会社（特例有限会社を含む）の取締役。ただし次の(1)から(4)に掲げる者を除く。

(1) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(2) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(3) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(4) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役（代表取締役、社外取締役を含む。ただし、指名委員会等設置会社にあつては執行役）

2 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4 組合の理事

5 その他業務を執行する者であつて、1から4までに掲げる者に準ずる者

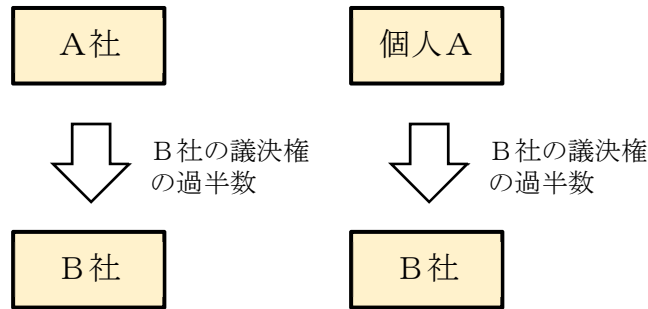
6 会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人

7 委員会等設置会社における執行役又は代表執行役

※ 監査役及び執行役員は「役員」の対象外。

○資本関係の例

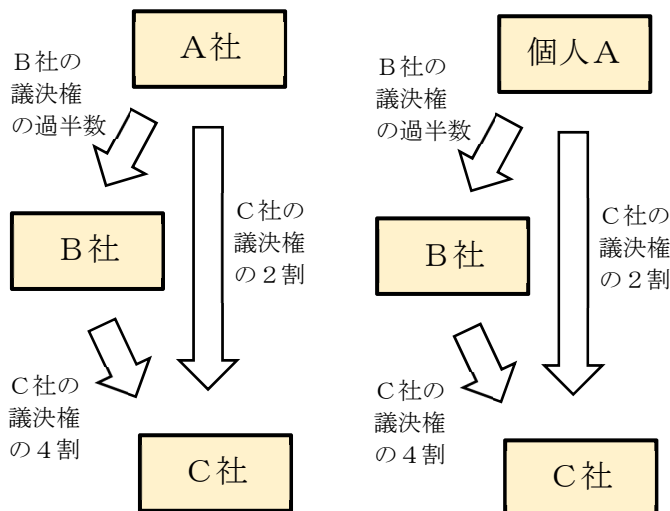
<ケース1>



A社（又は個人A）はB社の「親会社等」、B社はA社（又は個人A）の「子会社等」

	親会社等	子会社等
A社 個人A	—	B社
B社	A社 個人A	—

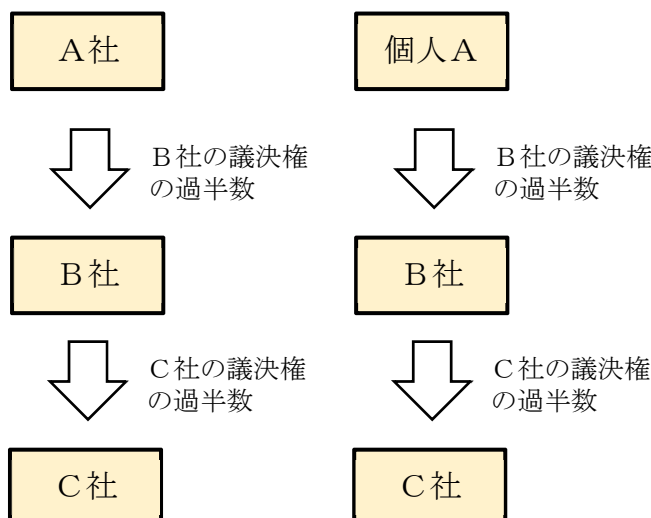
<ケース2>



B社はA社（又は個人A）の「子会社等」であり、親会社等であるA社（又は個人A）及び子会社等であるB社が、C社の議決権の過半数（2割＋4割）を有することから、会社法第2条の規定により、A社（又は個人A）はC社の「親会社等」と見なされ、C社はA社（又は個人A）の「子会社等」と見なされる。

	親会社等	子会社等
A社 個人A	—	B社、C社
B社	A社 個人A	—
C社	A社 個人A	—

<ケース3>

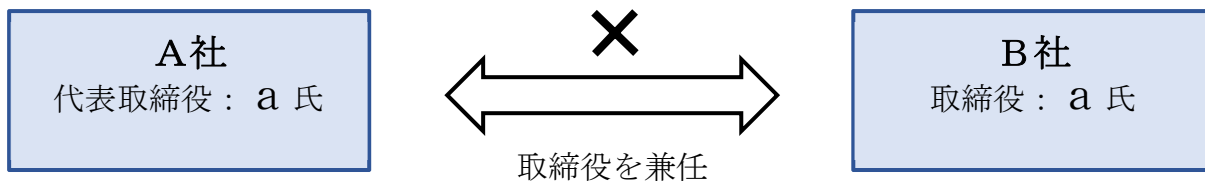


B社はA社（又は個人A）の「子会社等」であり、子会社等であるB社がC社の議決権の過半数を有することから、会社法第2条の規定により、A社（又は個人A）はC社の「親会社等」と見なされ、C社はA社（又は個人A）の「子会社等」と見なされる。

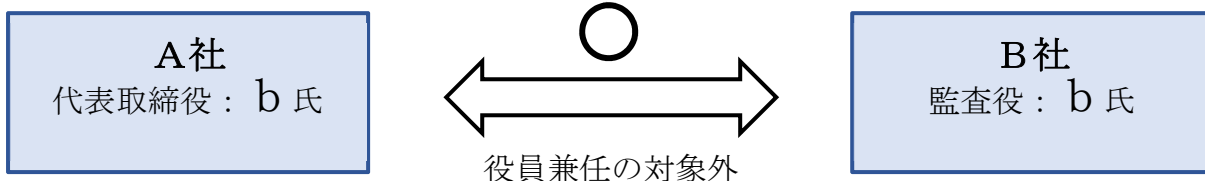
	親会社等	子会社等
A社 個人A	—	B社、C社
B社	A社 個人A	C社
C社	A社、B社 個人A	—

○人的関係の例

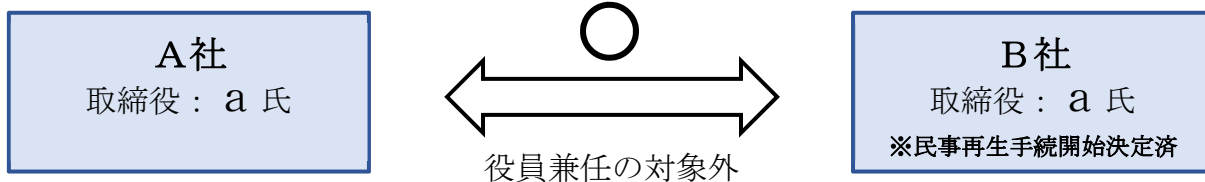
<ケース1>



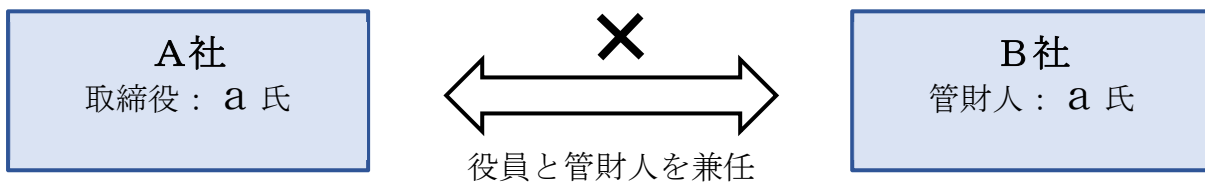
<ケース2>



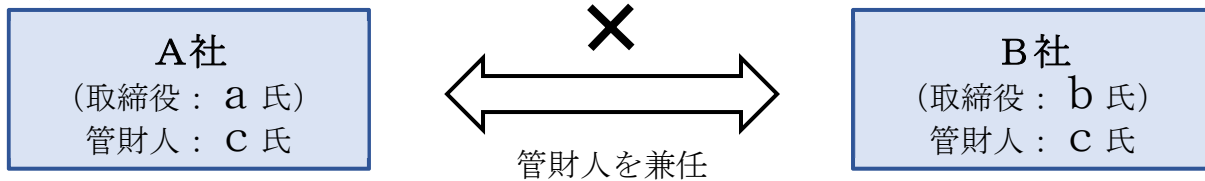
<ケース3>



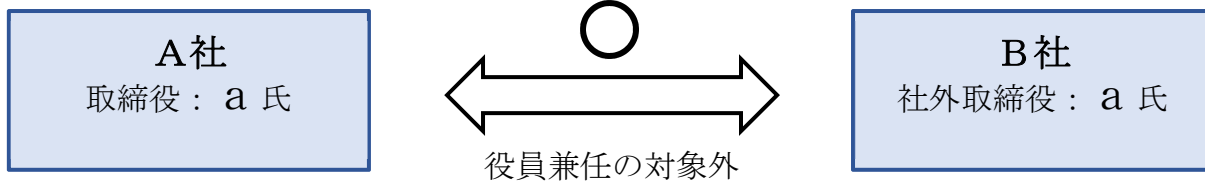
<ケース4>



<ケース5>



<ケース6>



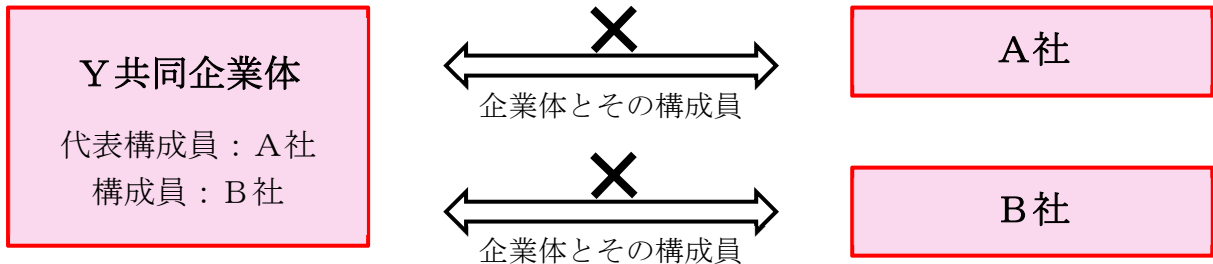
○ : 同一入札への参加が可能
X : 同一入札への参加を制限

○共同企業体の取り扱い

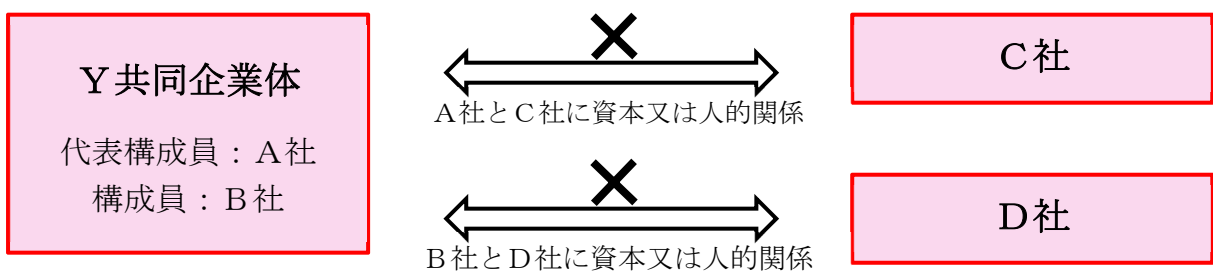
企業体の構成員は、その企業体の実質的な入札価格の決定権を持つことから、以下の場合、どちらかの共同企業体は、同一入札に参加できない。

- ・ 資本関係又は人的関係のある会社同士が、互いに別の共同企業体の代表構成員である場合
- ・ 一方がある企業体の代表構成員で、他方が別の企業体の代表構成員以外の構成員である場合
- ・ 一方がある企業体の代表構成員以外の構成員で、他方が別の企業体の代表構成員以外の構成員である場合

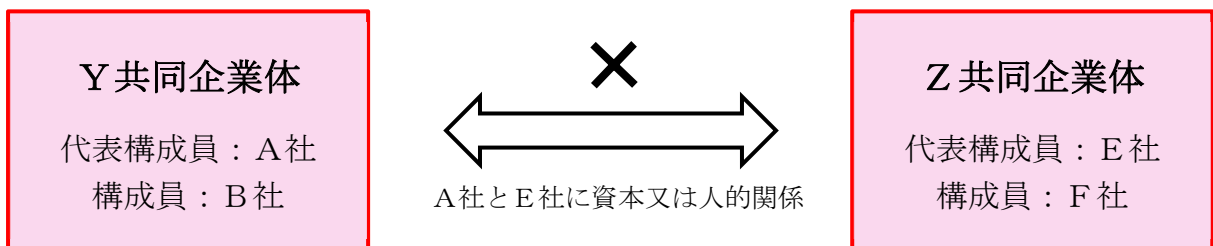
<ケース 1>



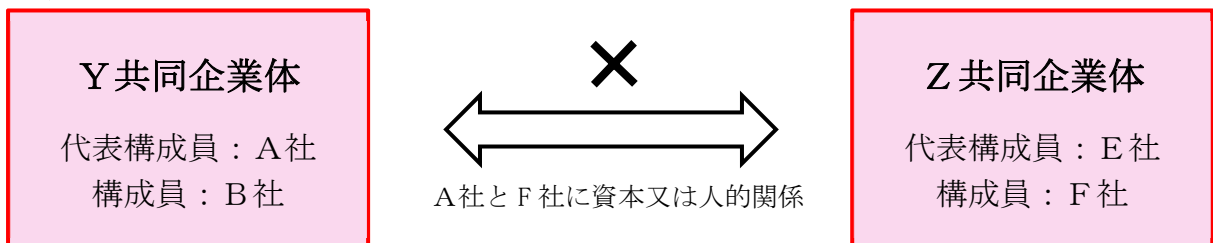
<ケース 2>



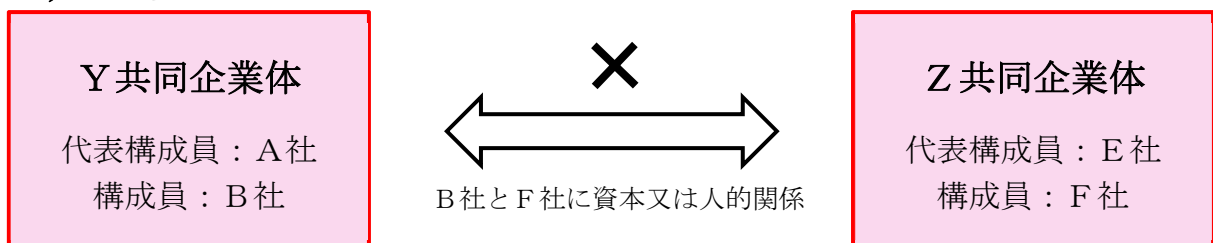
<ケース 3>



<ケース 4>



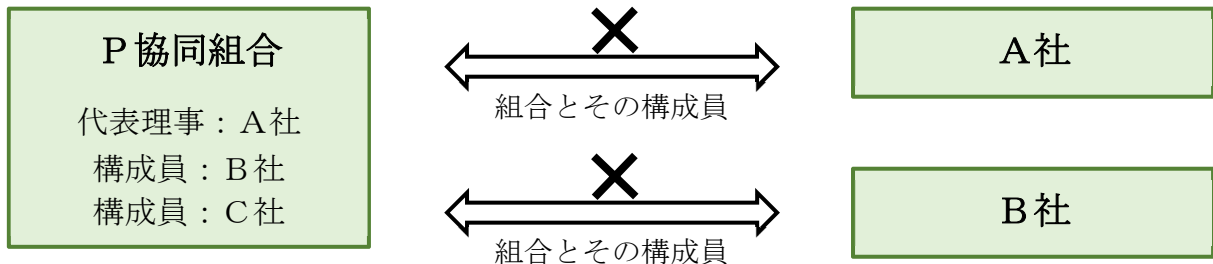
<ケース 5>



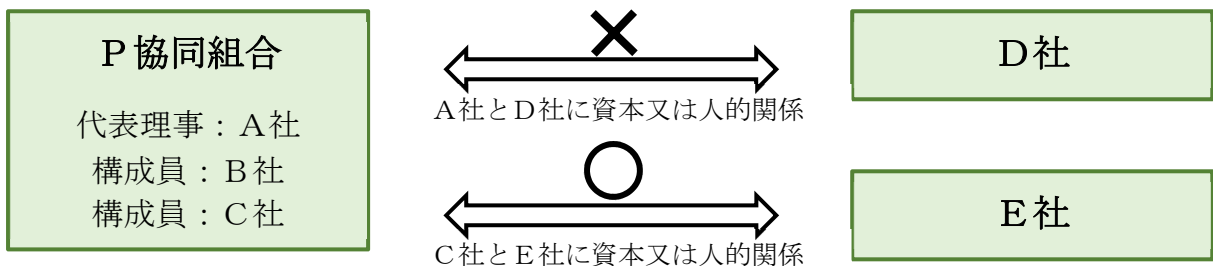
○組合等の取り扱い

組合等の代表者（会長や理事長、代表理事等）は、その組合における実質的な入札価格の決定権を持つことから、資本関係又は人的関係のある会社同士が、互いに別の組合等の代表者である場合は、どちらかの組合等は、同一入札に参加できない。ただし、組合等の代表者以外の構成員である場合は、この制限の対象外。

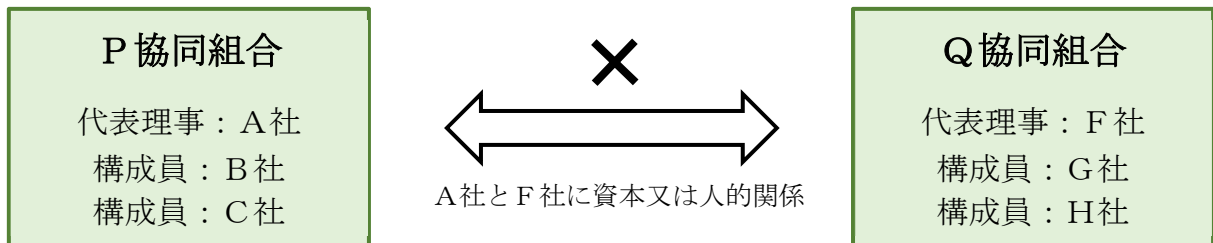
<ケース 1>



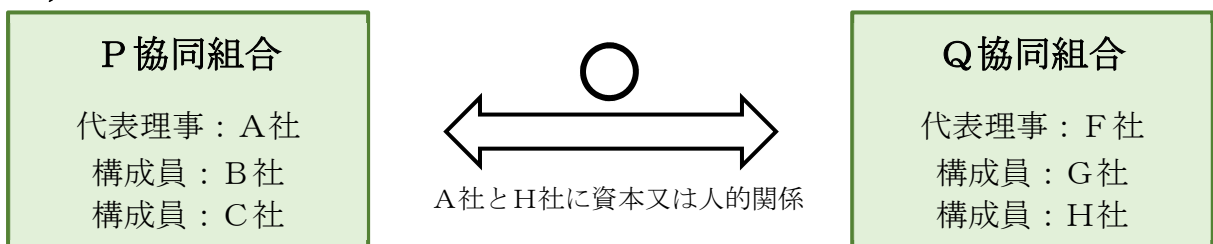
<ケース 2>



<ケース 3>



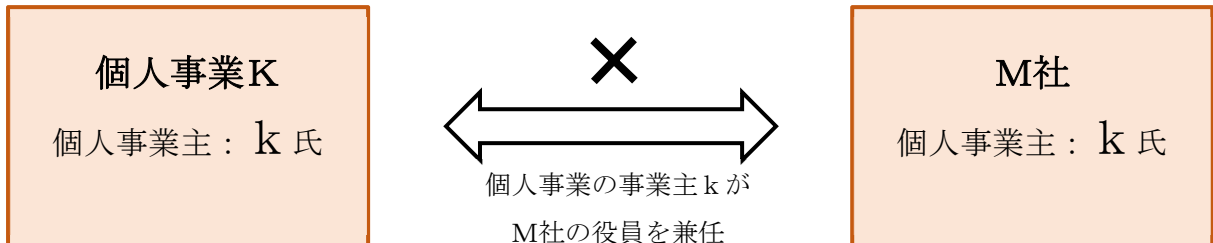
<ケース 4>



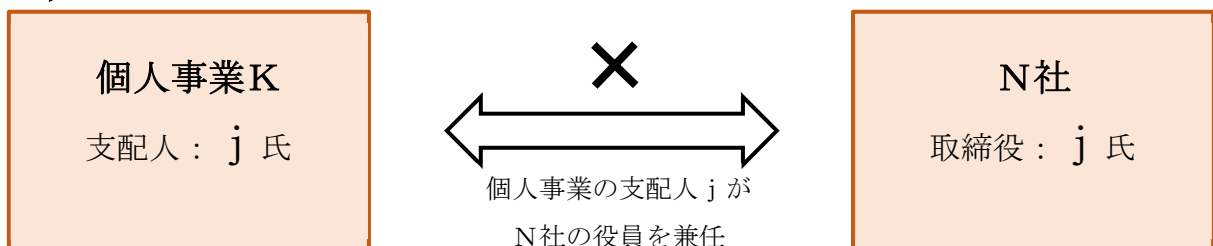
○その他入札の適正さが阻害されうると認められる場合の例

人的関係又は資本的关系と同視しうる資本関係又は人的関係及びその他の支配関係等があると認められる場合

<ケース1>



<ケース2>



<ケース3>

